

## 定款の変更について

特定非営利活動法人レッドリボンさっぽろ

### 1. 変更の内容

条	項	変更前	変更後
第5章 総会 第25条 (招集)	3	総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 <u>又は電磁的方法</u> をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
第28条 (議決)	3	新設	<u>理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u>
第29条 (表決権等)	2	やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面 <u>若しくは電磁的方法</u> をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
第30条 (議事録)	1の (2)	正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）	正会員総数及び出席者数（書面 <u>若しくは電磁的方法による</u> 表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
	2	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名 <u>または記名</u> 押印しなければならない。
	3	新設	<u>前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> <u>(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> <u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称</u> <u>(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日</u> <u>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u>
第6章 理事会 第34条 (招集)	3	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 <u>又は電磁的方法</u> をもって、少なくとも <u>5</u> 日前までに通知しなければならない。
第37条 (表決権等)	2	やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。	やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面 <u>又は電磁的方法</u> をもって表決することができる。

第 38 条 (議事録)	(2)	理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面 表決者にあつては、その旨を付記すること。）	理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又 は電磁的方法による表決者にあつては、その 旨を付記すること。）
-----------------	-----	---	--

## 2. 変更の理由

### 第 25 条

書面のみとなっていた総会の招集について電磁的方法を追加します。

### 第 28 条

3 項 みなし総会規定を新設します。

### 第 29 条

書面のみとなっていた表決権等について電磁的方法を追加します。

### 第 30 条

- 1 項(2) 第 29 条の表決権等に電磁的方法を追加したことに伴う変更。
- 2 項 署名と押印が必要であった議事録について、署名のみ、または氏名を印刷した記名と押印のいずれかに変更。
- 3 項 第 28 条 3 項のみなし総会が実施された際の議事録の作成および議事録内容を規定

### 第 34 条

- 3 項 第 25 条 総会の招集では 5 日前までに通知となっていますが、理事会については 2 日前までとなっています。誤認を避けるため、総会の通知と合わせ、5 日前に変更します。

### 第 37 条

書面のみとなっていた表決権等について電磁的方法を追加します。

### 第 38 条

第 37 条に電磁的方法を追加したことに伴う変更。

これまでの定款では電磁的方法による招集や表決、電磁的記録による議決権行使について定めておらず、みなし総会による決議についても定めがありませんでした。新型コロナウイルス感染拡大の影響により年次総会の開催が危ぶまれたため、今後の適切な運営を考え定款を変更いたします。また、議事録作成について、署名押印のみとしています。署名が難しいケースを考慮すると共に、署名のみ、署名ができない場合は記名押印としていることが現代社会では一般的となっていることから変更いたします。